

利用者負担額基準額表

平成27年4月1日改定

各月初日在籍する支給認定子どもの属する世帯の区分		多子区分								
		第1子				第2子				
階層区分	市民税等による定義	3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	A階層を除き、市民税非課税の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	A階層を除き、市民税のうち均等割のみ課税の世帯	2,400	2,300	1,600	1,500	1,200	1,150	800	750	
D1	A 階 層 を 除 き 、 所 得 割 割 課 税 額 が 0 円 以 外 の 世 帯	56,500円未満	4,500	4,400	3,800	3,700	2,250	2,200	1,900	1,850
D2		56,500円以上 63,500円未満	5,900	5,800	4,600	4,500	2,950	2,900	2,300	2,250
D3		63,500円以上 71,000円未満	7,900	7,700	5,800	5,700	3,950	3,850	2,900	2,850
D4		71,000円以上 89,000円未満	10,400	10,200	7,200	7,000	5,200	5,100	3,600	3,500
D5		89,000円以上 107,500円未満	13,200	12,900	8,800	8,600	6,600	6,450	4,400	4,300
D6		107,500円以上 127,000円未満	16,700	16,400	10,600	10,400	8,350	8,200	5,300	5,200
D7		127,000円以上 145,000円未満	20,300	19,900	12,700	12,400	10,150	9,950	6,350	6,200
D8		145,000円以上 162,500円未満	23,800	23,400	14,400	14,100	11,900	11,700	7,200	7,050
D9		162,500円以上 180,500円未満	27,300	26,800	16,000	15,700	13,650	13,400	8,000	7,850
D10		180,500円以上 198,500円未満	30,800	30,200	17,200	16,900	15,400	15,100	8,600	8,450
D11		198,500円以上 216,500円未満	33,300	32,700	18,300	17,900	16,650	16,350	9,150	8,950
D12		216,500円以上 234,500円未満	34,400	33,800	19,100	18,700	17,200	16,900	9,550	9,350
D13		234,500円以上 258,500円未満	35,800	35,100	19,800	19,400	17,900	17,550	9,900	9,700
D14		258,500円以上 273,500円未満	36,900	36,200	20,400	20,000	18,450	18,100	10,200	10,000
D15		273,500円以上 289,000円未満	38,300	37,600	20,900	20,500	19,150	18,800	10,450	10,250
D16		289,000円以上 303,500円未満	39,300	38,600	21,600	21,200	19,650	19,300	10,800	10,600
D17		303,500円以上 333,500円未満	40,100	39,400	22,200	21,800	20,050	19,700	11,100	10,900
D18		333,500円以上 363,500円未満	40,800	40,100	22,600	22,200	20,400	20,050	11,300	11,100
D19		363,500円以上 393,500円未満	41,300	40,600	23,100	22,700	20,650	20,300	11,550	11,350
D20		393,500円以上 549,500円未満	42,000	41,200	23,800	23,400	21,000	20,600	11,900	11,700
D21		549,500円以上	42,700	41,900	24,300	23,800	21,350	20,950	12,150	11,900

※ 調整控除以外の各種税額控除前の税額を算定の根拠とします。

※ 同一世帯において、2人以上の就学前児童が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、その他対象施設を利用している場合において、そのうちの第1子・第2子の児童については、その年齢区分に応じて利用者負担額を徴収し、第3子以降については徴収しません。

※ 利用者負担額決定に必要な情報が確認できない場合は、最高額の階層区分で決定します。